

# 令和6年度新規補助事業のご案内（菊川市茶業振興課）

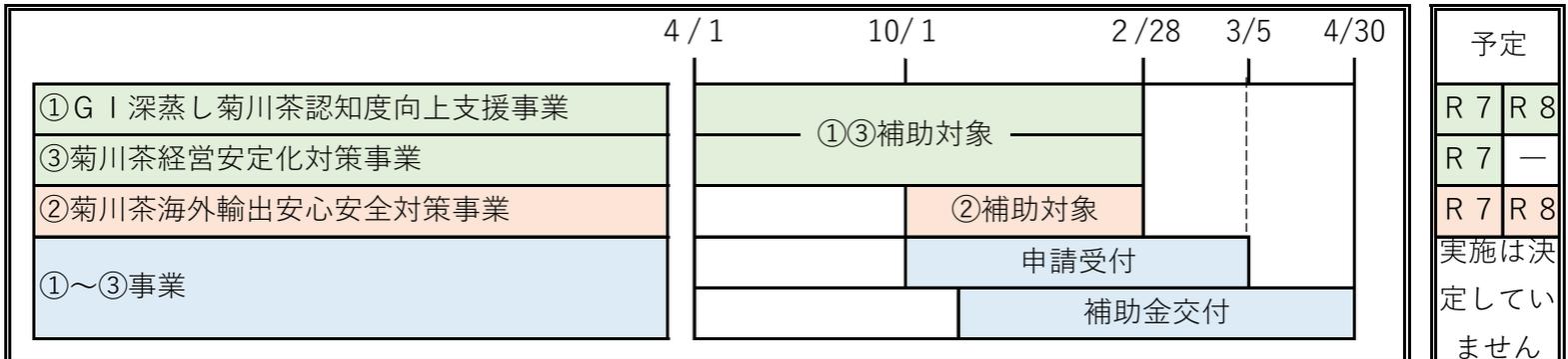
## 菊川市内の茶工場を緊急的に支援するため3つの補助制度を新設

今年の1番茶の記録的な安値により経営に大きな影響が出ていることを踏まえ、今後も茶産地として維持・継続を図ることを目的として、茶工場に対し、緊急的に支援を行います。

支援内容は、「G I 商品販促」「G A P 更新」「機械修繕」に要する経費の一部補助です。

事業実施年度		R 6 年度 (7・8年度予定)		R 6 年度 (R 7 年度予定)
補助事業名		①	②	③
		G I 深蒸し菊川茶 認知度向上支援事業	菊川茶海外輸出 安心安全対策事業	菊川茶経営安定化 対策事業
補助 対象	経費	G I 商品の販売経費 ・ G I マーク付の小売用茶 袋購入、作成費 ・ G I 商品チラシ作成費 ・ G I 商品梱包時の材料費 ・ G I 商品発送費	G A P の更新費 G A P 更新時の経費 (審査認定料等)	機械等の修繕費 1件5万円以上の保険適用外 の摘採や荒茶加工に関する機 械等の突発的な修繕費 ※茶農業協については、荒茶 加工設備に掛かる修繕費
	期間	R6.4/1～R7.2/28	R6.10/1～R7.2/28	R6.4/1～R7.2/28
実施主体		市内茶工場、店舗 ・ 深蒸し菊川茶G I 荒茶加工 場登録証を発行済の工場 ・ 市内に本店または主たる事 務所を置く「G I 深蒸し菊 川茶」商品を扱う店舗等	市内茶工場 5年以上茶生産や荒茶製造が継 続の意向がある工場	市内茶工場 申請後5年以上茶生産や荒茶 製造の意向がある工場
補助率 (補助上限)		1/3以内(10万円)	1/3以内(10万円)	1/3以内(30万円)
申請受付期間		R 6. 10/1 ~ R 7. 3/5 (R 6 年度分) ※令和6年度分の予算が終了次第、受付終了となります。		

### 補助対象期間と申請期間



## G I 深蒸し菊川茶認知度向上支援事業

補助対象者	①菊川市茶業協会による深蒸し菊川茶G I 荒茶加工場登録証を発行されている工場代表者 ②市内に本店または主たる事務所を置く「G I 深蒸し菊川茶」商品を扱う茶商 ③深蒸し菊川茶G I 荒茶加工場として5年以上継続して登録が見込まれること又はG I 深蒸し菊川茶を商品として5年以上販売する意向があること。 ④市税等を滞納していないこと。
補助対象経費	申請をした年度の4月1日以降に要した経費で総額が5万円を超えるものとする。ただし、他の補助事業の対象となる経費は除く。 ① G I マークが印刷又は貼付された小売用茶袋費 ②商品の梱包、発送等G I 深蒸し菊川茶の小売販売に要した経費 ③P R チラシ等作成費
補助額	補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額と10万円を比較して、いずれか低い額。 (補助金の交付は、交付対象者1人につき1回限り。)
申請書類	①申請書 ②事業実績報告書 ③領収書及び明細書の写し
請求書類	①請求書

## 菊川茶海外輸出安心安全対策事業

補助対象者	①市内に主たる事務所を有する農業生産法人、茶農業協同組合及び茶生産者であること。 ②市内に荒茶工場を有する者であること。 ③5年以上の荒茶の製造加工の意向があること。 ④市税等を滞納していないこと。
補助対象経費	補助金の交付の対象となる経費は、J G A P、A S I A G A P、G L O B A L G . A . P の認証に係る更新審査に要する費用(審査員の交通費及び宿泊費を含む。)とする。ただし、他の補助事業の対象となる経費は除く。
補助額	補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額と10万円を比較して、いずれか低い額。 (補助金の交付は、交付対象者1人につき1回限り。)
補助条件	①J G A P、A S I A G A P、G L O B A L G . A . P 認証の更新が確認できること。 ②海外への取組みを行うこと(商談、インターネット販売、セミナー参加等)
申請書類	①申請書 ②見積り書等(認証の更新に要する費用が分かるもの) ③G A P 認証書等(証農場、認証日、有効期限が分かるもの)
実績/請求書類	①実績報告書 ②領収書等(認証の更新に要した費用が分かるもの) ③G A P 認証の更新が分かるもの ④海外への取組が分かるもの(商談実績、インターネット販売サイト、セミナー資料等)

## 菊川茶経営安定化対策事業

補助対象者	①市内に主たる事務所を有する農業生産法人、茶農業協同組合及び茶生産者であること。 ②市内に荒茶工場を有する者であること。 ③5年以上の茶の生産や荒茶製造等の意向があること。 ④市税等を滞納していないこと。
補助対象経費	補助金の交付の対象となる経費は、当該年度の4月1日以降に発生した茶葉の摘採や荒茶加工に関する機械等の突発的な修繕に要する経費で、その総額が5万円を超えるもの。ただし、他の補助事業の対象となる経費及び点検費、保険の適用を受けた経費は除くものとする。 なお、茶農業協同組合については、共通資産である荒茶加工設備に掛かる修繕費。
補助額	補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額と30万円を比較して、いずれか低い額。ただし、補助金の申請は、茶葉の摘採及び荒茶加工施設で使用する機械等の修繕どちらか一方の申請のみ。(補助金の交付は、交付対象者1人につき1回限り。)
申請書類	①申請書 ②事業実績報告書 ③領収書及び明細書の写し
請求書類	①請求書

【問合せ先】 菊川市役所 茶業振興課 電話 0537-35-0944 FAX 0537-35-2114